

〔 給 水 負 担 金 早 見 表 〕

直結式（直結直圧式・直結増圧式）			
基本 メーター 口径(mm)	算定基準額(円)	消費税及び 地方消費税額 (10%)	金 額(円)
13	70,000	7,000	77,000
20	160,000	16,000	176,000
25	250,000	25,000	275,000
30	390,000	39,000	429,000
40	760,000	76,000	836,000
50	1,400,000	140,000	1,540,000
75	3,600,000	360,000	3,960,000
100	7,100,000	710,000	7,810,000

受 水 槽 式			
基本 メーター 口径(mm)	算定基準額(円)	消費税及び 地方消費税額 (10%)	金 額(円)
13	105,000	10,500	115,500
20	240,000	24,000	264,000
25	375,000	37,500	412,500
30	585,000	58,500	643,500
40	1,140,000	114,000	1,254,000
50	2,100,000	210,000	2,310,000
75	5,400,000	540,000	5,940,000
100	10,650,000	1,065,000	11,715,000

【普通式共同住宅を選択する場合】

1. 民間の共同住宅で、普通式を選択する場合は、各戸に設置する各戸メーター（譲渡するメーターを含む）の設置数により算定します。
この場合、各戸メーターの金額は『直結式』の算定基準額を用います。
例：基本メーター口径が40mmで、口径13mmの各戸メーターを30個設置する普通式共同住宅では、以下のように算定します。
 $\phi 40\text{mm}$ の給水負担金額 = $\phi 13\text{mm} \times 30\text{個} = 70,000\text{円} \times 30\text{個} \times 1.10 = 2,310,000\text{円}$ (税込額)
2. 平成23年3月31日までに建築された建物は、経過措置特例によりその建物が建っている間については、上記1の算定方法による追加徴収は行わず、従来どおりの基本メーターによる算定方法です。

(注)上記の普通式を選択する場合は、別に定める要件・基準に適合している必要があります。